

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（収支報告書の保存及び閲覧）</p> <p>第12条 議長は、第9条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書 _____</p> <hr/> <p>_____を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（加える）</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">（収支報告書の保存及び閲覧）</p> <p>第12条 議長は、第9条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書及び<u>これに添付された領収書等（以下収支報告書等という。）</u>を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 <u>議長は、収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、収支報告書等に寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）第5条各号に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第6条の規定の例により閲覧に供しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>